

令和3年度中野区介護サービス事業所集団指導((看護)小規模多機能型居宅介護事業所)
でいただいた質問に対する回答

令和4年3月23日に書面開催にて実施した集団指導((看護)小規模多機能型居宅介護事業所)において、いただいた質問に対する回答は以下のとおりです。

【問1】

運営推進会議の開催を実施していない場合は、年間のまとめとして委員の方たちに報告してもよろしいのでしょうか。

【回答】

令和2年3月5日に中野区が発出した「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営基準等の臨時的な取扱いについて」より、新型コロナウイルスへの対応として、運営推進会議を自粛又は書面開催等とした場合でも、開催に相当すると認めています。運営推進会議を自粛又は書面開催等とした際に事業所の意向で活動報告等をまとめて委員に報告することは差し支えありません。なお、この臨時的な取扱いについては現在(令和4年6月22日時点)も継続中です。

【問2】

事故報告書に関しては、中野区報告だけで良いのでしょうか。もし、都に提出することになれば事故内容でわけられるのでしょうか。

【回答】

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所で発生した事故の報告については、東京都へ報告する必要はありません。ただし、中野区以外の保険者の利用者について、事故が発生した場合には、中野区に加え、各保険者への報告が必要です。

【問3】

区に寄せられた苦情・相談等について、事業者が丁寧に説明しても納得されず、区に連絡をした案件も苦情案件になるのでしょうか？

【回答】

介護事業所が丁寧に説明したかどうか又は利用者等が納得しているかどうかに限らず、利用者又はそのご家族等から介護事業所等に関する苦情・相談が区に寄せられた場合は、苦情・相談の案件として取扱っています。

【問4】

利用開始時に契約書・重要事項説明書含め数種類の書類に署名押印いただいておりますが、説明・同意の記録を残しておけば、すべての書類に関して署名・押印欄を削除しても可であると理解してよろしいでしょうか。

【回答】

計画書及び重要事項説明書等については、記録から「利用者への説明・同意・交付がいつどのようになされたか」が確認できれば、署名・押印が無くても指導を行うことはありません。なお、署名・押印を禁止しているものではありませんので、必要に応じて署名・押印をいただくかどうかについては事業所の判断で柔軟にご対応ください。

契約書の署名・押印については、原則的なルールを定めているのは介護保険法ではなく民法となりますので、民法や国が作成した「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」等をご確認ください。

【問5】

ご利用者の生活上、歯ブラシセットをご利用者の見える場所に置き、ご本人のその日のタイミングで使用していますが、全て見えない収納をしたほうがよろしいのでしょうか。

【回答】

歯ブラシの保管方法について基準上に明確な規定はありませんが、他人の歯ブラシを誤って使ってしまうなどの事故を防ぐという観点からすると収納することは効果的であると思います。

【問6】

虐待防止の定期的な研修は、対面ではなくオンライン研修でもよろしいでしょうか。

【回答】

虐待の防止のための定期的な研修はオンライン研修でも差し支えありません。

【問7】

介護計画書の作成についての中に「利用者に交付しなければならない」とありますが、現状発行して代理人であるご家族にお渡ししておりますが、それでよろしいでしょうか。(当事者ご本人にお渡しはしていません。)

【回答】

原則として利用者に交付することが求められています。

問合せ先
介護・高齢者支援課介護事業者係
03-3228-8878(直通)